

令和 8 年 第 5 回

高 松 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 8 年 9 月 4 日 提出

目次

議案第 1 1 0 号	令和 8 年度高松市一般会計補正予算（第 3 号）	1
議案第 1 1 1 号	令和 8 年度高松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 1
議案第 1 1 2 号	令和 8 年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 3
議案第 1 1 3 号	高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	6 9
議案第 1 1 4 号	高松市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	7 1
議案第 1 1 5 号	高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	7 3
議案第 1 1 6 号	高松市医療費助成条例の一部改正について	7 7
議案第 1 1 7 号	高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	7 9
議案第 1 1 8 号	高松市学校条例の一部改正について	8 3
議案第 1 1 9 号	高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について	8 5
議案第 1 2 0 号	高松市景観条例の一部改正について	8 9
議案第 1 2 1 号	議決の変更について	9 3
議案第 1 2 2 号	議決の変更について	9 5
議案第 1 2 3 号	工事請負契約の締結について	9 7
議案第 1 2 4 号	工事請負契約の締結について	9 9
議案第 1 2 5 号	工事請負契約の締結について	1 0 1
議案第 1 2 6 号	工事請負契約の締結について	1 0 3
議案第 1 2 7 号	工事請負契約の締結について	1 0 5
議案第 1 2 8 号	路線の廃止について	1 0 7
議案第 1 2 9 号	路線の認定について	1 1 3
議案第 1 3 0 号	専決処分の承認について	1 3 1
議案第 1 3 1 号	専決処分の承認について	1 3 5
認定第 1 号	令和 7 年度高松市一般会計歳入歳出決算について	1 3 9
認定第 2 号	令和 7 年度高松市病院事業会計決算について	1 4 1
認定第 3 号	令和 7 年度高松市下水道事業会計決算について	1 4 3

議案第 1 1 0 号

令和 8 年度高松市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度高松市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 0 5, 3 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 5, 2 4 9, 4 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加・変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

香川県高松市長 大 西 秀 人

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	38,947,149	80,944	39,028,093
	2 国庫補助金	8,099,863	80,944	8,180,807
17	県支出金	16,229,711	43,656	16,273,367
	2 県補助金	4,974,697	43,656	5,018,353
21	繰越金	178,414	611,689	790,103
	1 繰越金	178,414	611,689	790,103
22	諸収入	4,584,821	116,762	4,701,583
	3 貸付金元利収入	1,101,547	115,574	1,217,121
	6 雑入	2,472,328	1,188	2,473,516
23	市債	10,929,800	552,300	11,482,100
	1 市債	10,929,800	552,300	11,482,100
歳 入 合 計		193,844,104	1,405,351	195,249,455

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	20,307,767	161,428	20,469,195
	1 総務管理費	16,932,642	137,228	17,069,870
	2 徴税費	1,934,482	24,200	1,958,682
3	民生費	88,271,726	177,620	88,449,346
	1 社会福祉費	36,691,195	38,549	36,729,744
	2 児童福祉費	39,298,574	139,071	39,437,645
4	衛生費	17,081,278	67,038	17,148,316
	1 保健衛生費	3,619,840	59,980	3,679,820
	2 保健所費	5,322,542	7,058	5,329,600
6	農林水産業費	2,729,525	12,741	2,742,266
	1 農業費	2,267,935	12,741	2,280,676
7	商工費	3,516,605	374,565	3,891,170
	1 商工費	3,516,605	374,565	3,891,170
8	土木費	15,888,213	578,717	16,466,930
	2 道路橋りょう費	3,232,987	53,917	3,286,904
	3 河川費	372,150	8,750	380,900
	4 港湾費	837,021	472,432	1,309,453
	5 都市計画費	9,233,181	43,618	9,276,799
9	消防費	5,885,862	1,188	5,887,050
	1 消防費	5,885,862	1,188	5,887,050
10	教育費	21,945,188	27,573	21,972,761
	2 小学校費	3,488,777	1,760	3,490,537
	3 中学校費	1,457,157	8,928	1,466,085
	6 社会教育費	4,586,216	862	4,587,078
	7 保健体育費	6,374,542	16,023	6,390,565
11	災害復旧費	10,000	4,481	14,481

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 災害復旧費	0	4,481	4,481
歳 出 合 計		193,844,104	1,405,351	195,249,455

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
南海トラフ地震等総合対策事業費	令和9年度	千円 43,786
平和公園墓園整備費	令和9年度	40,010

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
福祉保健系帳票作成 業務委託料	令和9年度から 令和13年度まで	千円 296,591	令和9年度から 令和13年度まで	千円 310,291
学校給食調理場整備事業費	令和9年度から 令和17年度まで	875,192	令和9年度から 令和17年度まで	901,185

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正		
	限度額	起債の方法	利率
	千円		%
防災施設整備事業	25,600	普通貸借又は証券発行	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率
情報管理事業	69,300	同上	同上
社会福祉事業	315,000	同上	同上
保健衛生事業	157,900	同上	同上
農業事業	460,700	同上	同上
道路橋りょう事業	1,020,000	同上	同上
河川事業	237,200	同上	同上
港湾事業	328,600	同上	同上
都市計画事業	1,015,800	同上	同上
計	10,929,800		

前	補正後			
	償還の方法	限度額	起債の方法	利率
		千円		%
1 元金は、据置期間を含め30年以内において償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。 2 元金及び利子の支払時期並びに支払方法は、借入先の融資条件による。		37,200	普通貸借又は証券発行	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率
同上		91,000	同上	同上
同上		319,400	同上	同上
同上		202,800	同上	同上
同上		470,300	同上	同上
同上		1,068,000	同上	同上
同上		245,000	同上	同上
同上		696,500	同上	同上
同上		1,052,200	同上	同上
		11,482,100		

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

(歳 出)

[illegible]

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
	33,300		128,128
120,623	4,400		52,597
3,311	44,900		18,827
	9,600		3,141
			374,565
666	460,100		117,951
		1,188	0
			27,573
			4,481
124,600	552,300	1,188	727,263

2	歳入	
16	款 国庫支出金	80,944千円
2	項 国庫補助金	80,944千円

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	千円 1,386,611	千円 76,967	千円 1,463,578
3 衛生費国庫補助金	884,505	3,311	887,816
6 土木費国庫補助金	1,987,801	666	1,988,467
計	8,099,863	80,944	8,180,807

17	款 県支出金	43,656千円
2	項 県補助金	43,656千円

2 民生費県補助金	2,548,245	43,656	2,591,901
計	4,974,697	43,656	5,018,353

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	千円 29,261	千円 4,851 障害者医療費助成費補助金 障害者医療費助成費補助金 老人福祉施設整備費補助金 老人福祉施設整備事業補助金 地域密着型サービス施設等整備事業費補助金
2 児童福祉費補助金	47,706	43,656 放課後児童クラブ運営補助事業費補助金 放課後児童クラブ運営補助事業費補助金 子ども医療費助成費補助金 子ども医療費助成費補助金 母子等福祉推進費補助金 母子家庭等就業・自立支援事業費補助金 ひとり親家庭等医療費助成費補助金 ひとり親家庭等医療費助成費補助金
2 保健所費補助金	3,311	3,311 保健活動費補助金 保健活動事務費補助金
4 都市計画費補助金	666	666 都市整備事業費等補助金 美しいまちづくり推進費補助金

2 児童福祉費補助金	43,656	43,656 放課後児童クラブ運営補助事業費補助金 放課後児童クラブ運営補助事業費補助金

2 1 款 繰越金 611,689千円
1 項 繰越金 611,689千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 178,414	千円 611,689	千円 790,103
計	178,414	611,689	790,103

2 2 款 諸収入 116,762千円
3 項 貸付金元利収入 115,574千円

6 諸支出金貸付金元利収入	377,118	115,574	492,692
計	1,101,547	115,574	1,217,121

2 2 款 諸収入 116,762千円
6 項 雑入 1,188千円

4 雑入	2,469,244	1,188	2,470,432
計	2,472,328	1,188	2,473,516

2 3 款 市債 552,300千円
1 項 市債 552,300千円

1 総務債	1,309,400	33,300	1,342,700
2 民生債	582,700	4,400	587,100

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	千円 611,689	千円 前年度繰越金 611,689 前年度繰越金 611,689

1 公社貸付金元 金収入	115,574	土地開発公社貸付金元金収入 115,574 高松市土地開発公社事業資金貸付金償還金 115,574

2 雑入	1,188	消防費収入 1,188 消防団消防活動費助成金 1,188

1 総務管理債	11,600	防災債 11,600 南海トラフ地震等総合対策事業債 11,600
2 徴税債	21,700	賦課徴収債 21,700 市民税等課税債 13,000 固定資産税等課税債 8,700
1 社会福祉債	4,400	老人福祉施設整備債 4,400 老人福祉施設整備事業補助金債 4,400

2 1 款 繰越金 2 2 款 諸収入 2 3 款 市債

2 3 款市債552,300千円

1 項市債552,300千円

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生債	千円 768,000	千円 44,900	千円 812,900
4 農林水産業債	527,700	9,600	537,300
6 土木債	3,095,000	460,100	3,555,100
計	10,929,800	552,300	11,482,100

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生債	千円 44,900	千円 墓園債44,900 平和公園墓園整備債44,900
1 農業債	9,600	土地改良事業債9,600 県営土地改良事業地元負担金債9,600
2 道路橋りょう債	48,000	道路新設改良事業債48,000 県施行道路新設改良事業地元負担金債48,000
3 河川債	7,800	海岸保全事業債900 県施行海岸改修事業地元負担金債900 急傾斜地崩壊防止事業債6,900 県施行急傾斜地崩壊防止事業地元負担金債6,900
4 港湾債	367,900	高松空港整備対策債56,500 高松空港関連整備事業地元負担金債56,500 港湾建設事業債311,400 県施行港湾建設事業地元負担金債311,400
5 都市計画債	36,400	街路事業債36,400 県施行街路事業地元負担金債36,400

3 歳 出

2 款 総務費	161,428千円
1 項 総務管理費	137,228千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 6,364,169	千円 11,692	千円 6,375,861	千円	千円 11,600 市債 11,600	千円	千円 92
6 企画費	233,446	122,818	356,264				122,818
11 地方振興費	2,817,387	2,718	2,820,105				2,718
計	16,932,642	137,228	17,069,870	0	11,600	0	125,628

2 款 総務費	161,428千円
2 項 徴税費	24,200千円

2 賦課徴収費	944,726	24,200	968,926		21,700 市債 21,700		2,500
計	1,934,482	24,200	1,958,682	0	21,700	0	2,500

3 款 民生費	177,620千円
1 項 社会福祉費	38,549千円

2 障害者福祉費	14,103,607	9,702	14,113,309	4,851 国庫支出金 4,851			4,851
----------	------------	-------	------------	-------------------------	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 11,692	千円 防災諸費 11,692 南海トラフ地震等総合対策事業費 11,692
12 委託料	7,000	総合企画費 122,818 仏生山交流センター北側エリア活用推進事業費 122,818
16 公有財産購入費	115,818	
11 役務費	696	住民組織活動推進費 2,288 コミュニティセンター整備費 2,288
12 委託料	2,022	協働推進費 430 市民活動センター管理運営費 430

12 委託料	24,200	賦課徴収費 24,200 市民税等課税費 14,520 固定資産税等課税費 9,680

12 委託料	9,702	障害者医療費助成費 9,702 障害者医療費助成費 9,702
--------	-------	--

3 款	民生費	177,620千円
1 項	社会福祉費	38,549千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 老人福祉費	千円 9,011,230	千円 28,847	千円 9,040,077	千円 24,410 国庫支出金 24,410	千円 4,400 市債 4,400	千円	千円 37
計	36,691,195	38,549	36,729,744	29,261	4,400	0	4,888

3 款	民生費	177,620千円
2 項	児童福祉費	139,071千円

1 児童福祉総務費	18,813,334	133,620	18,946,954	88,637 国庫支出金 44,981 県支出金 43,656			44,983
3 母子等福祉費	504,770	5,451	510,221	2,725 国庫支出金 2,725			2,726
計	39,298,574	139,071	39,437,645	91,362	0	0	47,709

4 款	衛生費	67,038千円
1 項	保健衛生費	59,980千円

2 環境衛生費	869,639	59,980	929,619		44,900 市債 44,900		15,080
計	3,619,840	59,980	3,679,820	0	44,900	0	15,080

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 28,847	千円 28,847 老人福祉施設整備費 老人福祉施設整備事業補助金 13,312 地域密着型サービス施設等整備事業費補助金 15,535

12 委託料	2,651	放課後児童クラブ運営補助事業費 130,969
18 負担金、補助及び交付金	130,969	放課後児童クラブ運営補助事業費 130,969 子ども医療費助成費 2,651 子ども医療費助成費 2,651
12 委託料	2,651	母子等福祉推進費 2,800
18 負担金、補助及び交付金	2,800	母子家庭等就業・自立支援事業費 2,800 ひとり親家庭等医療費助成費 2,651 ひとり親家庭等医療費助成費 2,651

14 工事請負費	59,980	墓園費 59,980 平和公園墓園整備費 59,980

4 款	衛生費	67,038千円
2 項	保健所費	7,058千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 保健対策費	千円 2,526,912	千円 7,058	千円 2,533,970	千円 3,311 国庫支出金 3,311	千円	千円	千円 3,747
計	5,322,542	7,058	5,329,600	3,311	0	0	3,747

6 款	農林水産業費	12,741千円
1 項	農業費	12,741千円

2 農業総務費	667,103	39	667,142				39
3 農業振興費	357,814	1,366	359,180				1,366
5 農地費	942,347	11,336	953,683		9,600 市債 9,600		1,736
計	2,267,935	12,741	2,280,676	0	9,600	0	3,141

7 款	商工費	374,565千円
1 項	商工費	374,565千円

2 商工業振興費	1,375,504	371,360	1,746,864				371,360
5 観光費	1,730,305	3,205	1,733,510				3,205

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 7,058	千円 保健活動費6,622 保健活動事務費6,622 ほっとびあん運営費436 ほっとびあん運営費436

27 繰出金	39	卸売市場事業特別会計繰出金39 卸売市場事業特別会計繰出金39
12 委託料	1,366	農業施設管理費1,366 香南アグリーム管理運営費1,366
18 負担金、補助及び交付金	11,336	土地改良事業費11,336 県営土地改良事業地元負担金等11,336

18 負担金、補助及び交付金	371,360	商工振興費371,360 企業誘致推進費371,360
12 委託料	3,205	観光施設費3,205 純愛の聖地庵治・観光交流館管理運営費152 道の駅源平の里むれ管理運営費1,516 屋島地域施設等管理運営費1,537

7 款	商工費	374,565千円
1 項	商工費	374,565千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 3,516,605	千円 374,565	千円 3,891,170	千円 0	千円 0	千円 0	千円 374,565

8 款	土木費	578,717千円
2 項	道路橋りょう費	53,917千円

3 道路新設改良費	727,419	53,917	781,336		48,000		5,917
					市債 48,000		
計	3,232,987	53,917	3,286,904	0	48,000	0	5,917

8 款	土木費	578,717千円
3 項	河川費	8,750千円

1 河川総務費	125,209	1,000	126,209		900		100
					市債 900		
3 砂防費	1,500	7,750	9,250		6,900		850
					市債 6,900		
計	372,150	8,750	380,900	0	7,800	0	950

8 款	土木費	578,717千円
4 項	港湾費	472,432千円

1 港湾管理費	330,581	62,871	393,452		56,500		6,371
					市債 56,500		
2 港湾建設費	506,440	409,561	916,001		311,400		98,161

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

18 負担金、補助及び交付金	53,917	道路新設改良事業費 県施行道路新設改良事業地元負担金	53,917 53,917

18 負担金、補助及び交付金	1,000	海岸保全事業費 県施行海岸改修事業地元負担金	1,000 1,000
18 負担金、補助及び交付金	7,750	急傾斜地崩壊防止事業費 県施行急傾斜地崩壊防止事業地元負担金	7,750 7,750

18 負担金、補助及び交付金	62,871	高松空港整備対策費 高松空港関連整備事業地元負担金	62,871 62,871
18 負担金、補助及び交付金	409,561	港湾建設事業費 県施行港湾建設事業地元負担金	409,561 405,561

7 款 商工費 8 款 土木費

8 款	土木費	578,717千円
4 項	港湾費	472,432千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
					市債		
					311,400		
計	837,021	472,432	1,309,453	0	367,900	0	104,532

8 款	土木費	578,717千円
5 項	都市計画費	43,618千円

1 都市計画総務費	2,206,674	2,000	2,208,674	666 国庫支出金 666			1,334
2 街路事業費	550,287	40,489	590,776		36,400 市債 36,400		4,089
4 公園費	1,419,034	1,129	1,420,163				1,129
計	9,233,181	43,618	9,276,799	666	36,400	0	6,552

9 款	消防費	1,188千円
1 項	消防費	1,188千円

2 非常備消防費	243,289	1,188	244,477			1,188 諸収入 1,188	
計	5,885,862	1,188	5,887,050	0	0	1,188	0

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		高松港計画調査費負担金 4,000

18 負担金、補助及び交付金	2,000	都市整備事業費等 美しいまちづくり推進費 2,000
18 負担金、補助及び交付金	40,489	街路事業費 県施行街路事業地元負担金 40,489
12 委託料	1,129	公園管理費 公園管理費 1,129

10 需用費	1,188	消防団活動費 消防団消防活動費 1,188

1 0 款 教育費 27,573千円
2 項 小学校費 1,760千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	千円 207,954	千円 1,760	千円 209,714	千円	千円	千円	千円 1,760
計	3,488,777	1,760	3,490,537	0	0	0	1,760

1 0 款 教育費 27,573千円
3 項 中学校費 8,928千円

2 教育振興費	267,825	8,928	276,753				8,928
計	1,457,157	8,928	1,466,085	0	0	0	8,928

1 0 款 教育費 27,573千円
6 項 社会教育費 862千円

1 社会教育総務費	642,807	862	643,669				862
計	4,586,216	862	4,587,078	0	0	0	862

1 0 款 教育費 27,573千円
7 項 保健体育費 16,023千円

3 体育施設費	2,036,530	16,023	2,052,553				16,023
計	6,374,542	16,023	6,390,565	0	0	0	16,023

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	千円 1,760	就学奨励費等 千円 1,760 要保護及び準要保護児童就学奨励費 1,760

19 扶助費	8,928	就学奨励費等 8,928 要保護及び準要保護生徒就学奨励費 8,928

12 委託料	862	高松国分寺ホール管理運営費 862 高松国分寺ホール管理運営費 862

12 委託料	16,023	体育施設管理運営費 16,023 体育施設管理運営費 16,023

1 0 款 教育費

1 1 款 災害復旧費4, 481千円

2 項 災害復旧費4, 481千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農林水産施設災害復旧費	千円 0	千円 4, 481	千円 4, 481	千円	千円	千円	千円 4, 481
計	0	4, 481	4, 481	0	0	0	4, 481

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 4, 481	土地改良施設災害復旧事業費 4, 481 単独市費土地改良施設災害復旧事業補助金 4, 481

債務負担行為で令和9年度以降にわたる支出額又は支出額の見込み及び令和

るものについての令和7年度末までの8年度以降の支出予定額等の補正に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出（ 見 込 ） 額	
		期 間	金 額
南海トラフ地震等総合対策事業費	千円 43,786		千円
平和公園墓園整備費	40,010		

令和8年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和9年度	千円 43,786	千円	千円 43,700	千円	千円 86
令和9年度	40,010		30,000		10,010

変 更

事 項	限 度 額		令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
			期 間	金 額
福祉保健系帳票作成業務委託料	補正前	千円 296,591		千円
	補正後	310,291		
学校給食調理場整備事業費	補正前	875,192		
	補正後	901,185		

令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和9年度から 令和13年度まで	千円 296,591	千円	千円	千円	千円 296,591
令和9年度から 令和13年度まで	310,291	6,850			303,441
令和9年度から 令和17年度まで	875,192		59,000		816,192
令和9年度から 令和17年度まで	901,185		59,000		842,185

市債の令和6年度末及び
並びに令和8年度末における

令和7年度末における現在高
現在高の見込みの補正に関する調書

区 分		令和6年度末 現在高
1 普通債	補正前の額	千円 101,173,452
	補正額	
	計	101,173,452
(1) 土木	補正前の額	19,806,990
	補正額	
	計	19,806,990
(2) 農林水産	補正前の額	4,319,721
	補正額	
	計	4,319,721
(5) 総務	補正前の額	9,741,530
	補正額	
	計	9,741,530
(6) 民生	補正前の額	5,654,499
	補正額	
	計	5,654,499
(7) 衛生	補正前の額	8,190,939
	補正額	
	計	8,190,939
合 計	補正前の額	169,446,681
	補正額	
	計	169,446,681

令和7年度末 現在高	令和8年度中増減見込み		令和8年度末 現在高見込額
	令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還見込額	
千円	千円	千円	千円
101,568,313	16,092,500	9,667,512	107,993,301
	552,300		552,300
101,568,313	16,644,800	9,667,512	108,545,601
20,802,873	4,222,800	1,860,989	23,164,684
	460,100		460,100
20,802,873	4,682,900	1,860,989	23,624,784
4,996,353	888,600	244,126	5,640,827
	9,600		9,600
4,996,353	898,200	244,126	5,650,427
8,093,988	1,228,600	1,637,631	7,684,957
	33,300		33,300
8,093,988	1,261,900	1,637,631	7,718,257
5,606,881	704,600	636,215	5,675,266
	4,400		4,400
5,606,881	709,000	636,215	5,679,666
9,125,694	1,020,800	1,380,224	8,766,270
	44,900		44,900
9,125,694	1,065,700	1,380,224	8,811,170
163,525,174	16,092,500	15,912,714	163,704,960
	552,300		552,300
163,525,174	16,644,800	15,912,714	164,257,260

議案第 1 1 1 号

令和 8 年度高松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度高松市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 1 7 8, 4 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

香川県高松市長 大 西 秀 人

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸収入		千円 8,999	千円 3,200	千円 12,199
	2 償還金及び還付加算金	6,610	3,200	9,810
	歳 入 合 計	9,175,214	3,200	9,178,414

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		千円 6,751	千円 3,200	千円 9,951
	1 償還金及び還付加算金	6,751	3,200	9,951
	歳 出 合 計	9,175,214	3,200	9,178,414

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歲 出)

[illegible][illegible]

2 歳 入

6 款 諸収入 3,200千円

2 項 償還金及び還付加算金 3,200千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料還付金	千円 6,600	千円 3,200	千円 9,800
計	6,610	3,200	9,810

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険料還付金	千円 3,200	保険料還付金 3,200 保険料還付金 3,200

3 歳 出

3 款 諸支出金 3,200千円

1 項 償還金及び還付加算金 3,200千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 被保険者保険料還付金	千円 6,750	千円 3,200	千円 9,950	千円	千円	千円 3,200 諸収入 3,200	千円
計	6,751	3,200	9,951	0	0	3,200	0

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子及び割引料	千円 3,200	被保険者保険料過年度分還付金及び加算金等 千円 3,200 被保険者保険料過年度分還付金及び加算金等 3,200

議案第 1 1 2 号

令和 8 年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度高松市の卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2 , 1 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 0 1 5 , 5 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

香川県高松市長 大 西 秀 人

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	290,635	39	290,674
	1 一般会計繰入金	290,635	39	290,674
4	市債	257,200	62,100	319,300
	1 市債	257,200	62,100	319,300
	歳 入 合 計	953,435	62,139	1,015,574

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	施設費	530,964	62,139	593,103
	1 施設管理費	530,964	62,139	593,103
	歳 出 合 計	953,435	62,139	1,015,574

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正		
	限度額	起債の方法	利率
	千円		%
中央卸売市場 水産物棟整備事業	257,200	普通貸借 又は証券発行	5.0 以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金で、利率見 直しを行った場合は、当該 利率
計	257,200		

前 償還の方法	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
1 元金は、据置期間を含 め40年以内において 償還する。ただし、市 財政の都合により据置 期間及び償還期限を短 縮し、繰上償還し、又 は低利に借換えするこ とができる。 2 元金及び利子の支払時 期並びに支払方法は、 借入先の融資条件によ る。	319,300	普通貸借 又は証券発行	5.0 以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金で、利率見 直しを行った場合は、当該 利率	1 元金は、据置期間を含 め40年以内において 償還する。ただし、市 財政の都合により据置 期間及び償還期限を短 縮し、繰上償還し、又 は低利に借換えするこ とができる。 2 元金及び利子の支払時 期並びに支払方法は、 借入先の融資条件によ る。
	319,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible][illegible]

2 歳 入

2 款 繰入金 39千円

1 項 一般会計繰入金 39千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 290,635	千円 39	千円 290,674
計	290,635	39	290,674

4 款 市債 62,100千円

1 項 市債 62,100千円

1 施設債	257,200	62,100	319,300
計	257,200	62,100	319,300

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 39	一般会計繰入金 千円 39 一般会計繰入金 39

1 施設整備債	62,100	中央卸売市場水産物棟整備事業債 62,100 中央卸売市場水産物棟整備事業債 62,100

3 歳 出

2 款 施設費 62,139千円

1 項 施設管理費 62,139千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 施設管理費	千円 530,964	千円 62,139	千円 593,103	千円	千円 62,100 市債 62,100	千円	千円 39
計	530,964	62,139	593,103	0	62,100	0	39

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	千円 62,139	千円 62,139 中央卸売市場施設整備費 中央卸売市場施設整備費 62,139

市債の令和6年度末及び
並びに令和8年度末における

区 分		令 和 6 年 度 末 現 在 高
卸 売 市 場 施 設 整 備 債	補 正 前 の 額	千円 7,959,370
	補 正 額	
	計	7,959,370
合 計	補 正 前 の 額	7,959,370
	補 正 額	
	計	7,959,370

令和7年度末における現在高
現在高の見込みの補正に関する調書

令和7年度末 現在高	令和8年度中増減見込み		令和8年度末 現在高見込額
	令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還見込額	
千円 7,969,554	千円 423,500	千円 105,525	千円 8,287,529
	62,100		62,100
7,969,554	485,600	105,525	8,349,629
7,969,554	423,500	105,525	8,287,529
	62,100		62,100
7,969,554	485,600	105,525	8,349,629

議案第 1 1 3 号

高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年高松市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年高松市条例第 4 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）<u>第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。	（損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）<u>第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第 1 1 4 号

高松市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

高松市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 6 年高松市条例第 9 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

高松市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 6 年高松市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の資格） 第 2 条 略 （1） 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「省令」という。）<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号</u>に規定する職務代行者	（登録の資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び法第 2 6 0 条の 1 0 に規定する特別代理人（以下「特別代理人」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「省令」という。）<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号へ</u>に規定する職務代行者

(2)・(3) 略

(登録の申請)

第3条 略

2 略

3 市長は、第1項の申請があったときは、省令第18条の3第1項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、第1項の書面に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録するものとする。

(2)・(3) 略

(登録の申請)

第3条 略

2 略

3 市長は、第1項の申請があったときは、省令第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、第1項の書面に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録するものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第 1 1 5 号

高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年高松市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年高松市条例第 3 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（選挙運動用ポスターの作成における公費の支払） 第 8 条 略	（選挙運動用ポスターの作成における公費の支払） 第 8 条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。以下「単価の限度

- (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
- (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第11条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者

額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
- (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第11条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者

を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第12条 略

2 略

3 第9条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第12条 略

2 略

3 第9条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げるため、関係条文を整備するものです。

議案第 1 1 6 号

高松市医療費助成条例の一部改正について

高松市医療費助成条例（昭和 4 9 年高松市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市医療費助成条例の一部を改正する条例

高松市医療費助成条例（昭和 4 9 年高松市条例第 1 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（助成の方法） 第 7 条 略 2 略 3 市長は、前項の規定による医療機関の請求に係る審査及び支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 2 3 年法律第 1 2 9 号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 4 5 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。	（助成の方法） 第 7 条 略 2 略 3 市長は、前項の規定による医療機関の請求に係る審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和 2 3 年法律第 1 2 9 号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 4 5 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

--	--

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（提案理由）

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第 1 1 7 号

高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

高松市幼保連携型認定こども園条例（平成 2 6 年高松市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

高松市幼保連携型認定こども園条例（平成 2 6 年高松市条例第 4 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前												
（名称及び所在） 第 2 条 略 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>名称</th><th>所在</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>高松市林こども園</td><td>略</td></tr></table>	名称	所在	略		高松市林こども園	略	（名称及び所在） 第 2 条 幼保連携型認定こども園の名称及び所在は、別表のとおりとする。 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>名称</th><th>所在</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>高松市林こども園</td><td>略</td></tr></table>	名称	所在	略		高松市林こども園	略
名称	所在												
略													
高松市林こども園	略												
名称	所在												
略													
高松市林こども園	略												

高松市弦打こども園	高松市鶴市町 3 5 9 番地 1
高松市下笠居こども園	略
略	

〔新設〕	
高松市下笠居こども園	略
略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（高松市学校条例の一部改正）

2 高松市学校条例（昭和 3 9 年高松市条例第 3 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第 2 条 略			第 2 条 学校の名称及び所在は、別表第 1 のとおりとする。		
第 4 条 略			第 4 条 略		
2 略			2 月の途中で入園若しくは入学又は退園若しくは退学をする場合においても、当月分の授業料の全額を納入しなければならない。ただし、別表第 1 に掲げる幼稚園を退園し、引き続き同表に掲げる他の幼稚園に入園する場合は、この限りでない。		
別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）			別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）		
種類	名称	所在	種類	名称	所在
幼稚園	略		幼稚園	略	

	高松市立檀紙幼稚園	略
	〔削る〕	
	高松市立鬼無幼稚園	略
	略	
略		

	高松市立檀紙幼稚園	略
	高松市立弦打幼稚園	高松市鶴市町 3 6 0 番地
	高松市立鬼無幼稚園	略
	略	
略		

（高松市保育所条例の一部改正）

3 高松市保育所条例（昭和 6 2 年高松市条例第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																								
（設置） 第 2 条 略 2 略 別表（第 2 条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>所在</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>高松市立香西保育所</td><td>略</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔削る〕</td></tr> <tr> <td>高松市立鬼無保育所</td><td>略</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	名称	所在	略		高松市立香西保育所	略	〔削る〕		高松市立鬼無保育所	略	略		（設置） 第 2 条 略 2 前項の保育所の名称及び所在は、別表のとおりとする。 別表（第 2 条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>所在</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>高松市立香西保育所</td><td>略</td></tr> <tr> <td>高松市立弦打保育所</td><td>高松市鶴市町 3 5 9 番地 1</td></tr> <tr> <td>高松市立鬼無保育所</td><td>略</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	名称	所在	略		高松市立香西保育所	略	高松市立弦打保育所	高松市鶴市町 3 5 9 番地 1	高松市立鬼無保育所	略	略	
名称	所在																								
略																									
高松市立香西保育所	略																								
〔削る〕																									
高松市立鬼無保育所	略																								
略																									
名称	所在																								
略																									
高松市立香西保育所	略																								
高松市立弦打保育所	高松市鶴市町 3 5 9 番地 1																								
高松市立鬼無保育所	略																								
略																									

(提案理由)

高松市弦打こども園を設置することに伴い、関係条文を整備するものです。

議案第 1 1 8 号

高松市学校条例の一部改正について

高松市学校条例（昭和 3 9 年高松市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市学校条例の一部を改正する条例

高松市学校条例（昭和 3 9 年高松市条例第 3 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 2 条 略	第 2 条 学校の名称及び所在は、別表第 1 のとおりとする。
第 4 条 略	第 4 条 略
2 略	2 月の途中で入園若しくは入学又は退園若しくは退学をする場合においても、当月分の授業料の全額を納入しなければならない。ただし、別表第 1 に掲げる幼稚園を退園し、引き続き同表に掲げる他の幼稚園に入園する場合は、この限りでない。

別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）

種類	名称	所在
幼稚園	略	
	高松市立多肥幼稚園	略
	〔削る〕	
	高松市立円座幼稚園	略
	略	
略		

別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）

種類	名称	所在
幼稚園	略	
	高松市立多肥幼稚園	略
	<u>高松市立川岡幼稚園</u>	<u>高松市川部町 5 2 4 番地 3</u>
	高松市立円座幼稚園	略
	略	
略		

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高松市立川岡幼稚園を廃止することに伴い、関係条文を整備するものです。

議案第119号

高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年高松市条例第47号）の一部を次のように改正します。

令和8年9月4日提出

高松市長 大西 秀 人

高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年高松市条例第47号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び<u>第9条の3の3第3項</u>（同条第4項において	（目的） 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び<u>第9条の3の3第2項</u>（同条第3項において

読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出並びに法第9条の3第8項（法第9条の3の3第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し添付する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（対象となる施設の種類）

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第9条の3の3第3項の規定により報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となるもの）にあつては、焼却施設に限る。以下「施設」という。）とする。

（縦覧の告示）

第3条 略

読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出並びに法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し添付する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（対象となる施設の種類）

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第9条の3の3第2項の規定により報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となるもの）にあつては、焼却施設に限る。以下「施設」という。）とする。

（縦覧の告示）

第3条 略

2 市長は、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が法第9条の3の3第3項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等の縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)・(2) 略

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項又は第9条の3の3第3項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 略

2 法第9条の3の3第3項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1)・(2) 略

3 略

(1) 略

2 市長は、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等の縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)・(2) 略

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項又は第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 略

2 法第9条の3の3第2項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1)・(2) 略

3 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項又は第3項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次の各号に掲げる意見書の区分に応じ、当該各号に定める者に意見書を提出することができる。

(1) 略

(2) 法第9条の3の3第3項の意見書 受託者

(2) 法第9条の3の3第2項の意見書 受託者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第 1 2 0 号

高松市景観条例の一部改正について

高松市景観条例（平成 2 4 年高松市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市景観条例の一部を改正する条例

高松市景観条例（平成 2 4 年高松市条例第 4 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（届出を要しない行為） 第 7 条 法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1） 略 （2） 略 （景観計画への適合）	（届出を要しない行為） 第 7 条 法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1） 別表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為 （2） 略 （景観計画への適合）

第8条 法第16条第8項第12号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

附 則

- 5 施行日前に旧条例第12条第1項又は第17条第1項の規定により届出のなされた行為については、新条例第7条の規定にかかわらず、法第16条第8項第12号の条例で定める行為とする。

別表（第7条関係）

区分	届出を要しない行為
略	
栗林公園周辺景観形成重点地区、都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区、屋島景観形成重点地区、 <u>讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区</u> 、 <u>サンポート高松周辺景観形成重点地区及び玉藻公園周辺景観形成重点地区</u> の区域	略
略	

第8条 法第16条第7項第11号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

附 則

- 5 施行日前に旧条例第12条第1項又は第17条第1項の規定により届出のなされた行為については、新条例第7条の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号の条例で定める行為とする。

別表（第7条関係）

区分	届出を要しない行為
略	
栗林公園周辺景観形成重点地区、都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区、屋島景観形成重点地区 <u>及び讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区</u> の区域	略
略	

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条、第 8 条及び附則第 5 項の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

高松市景観計画で定める景観形成重点地区に加えることとするサンポート高松周辺及び玉藻公園周辺それぞれの区域における届出を要しない行為を定める等のため、関係条文を整備するものです。

議案第 1 2 1 号

議決の変更について

令和 7 年 3 月 2 4 日に議会の議決を経た工事請負契約の締結について（高松市塩江道の駅エリア橋りょう上部建設工事）（令和 8 年 2 月 1 6 日、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による工事請負契約の契約金額の変更に係る専決処分）の一部を次のとおり変更します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

契 約 金 額 中 「 金 3 3 0 , 3 1 2 , 4 0 0 円 」 を 「 金 3 4 6 , 9 5 4 , 3 0 0 円 」 に改める。

（提案理由）

高松市塩江道の駅エリア橋りょう上部建設工事において、国道 1 9 3 号及び橋りょうそれぞれの歩道部を接続する取合せ部分の工事は、当該橋りょう直下の河川内に当該工事の施工箇所を支えるための支保工を設置した上で、当該河川の出水期間外に施工することとして計画をしていたところ、当該支保工設置の前に施工すべき工事に想定外の時間を要したため、支保工の設置時期と河川の出水期間が重なることとなったが、出水の多い時期に河川内に支保工を設置することは川の流れをせき止めることとなり危険であること、早期に当該取合せ部分の工事を施工する必要のあること等を鑑み、支保工の設置を必要とする当初の工事方法に代えて、二次製品により歩道を組み立てる方法に変更する必要が生じたこと等のために行った設計変更において、設計金額が変更すること

となり、契約金額を変更する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約の一部変更議決を求めるものです。

(参照1)

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号～第4号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号～第15号 省略

第2項 省略

(参照2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 2 号

議決の変更について

令和 7 年 6 月 2 5 日に議会の議決を経た工事請負契約の締結について（高松市中央公園再整備工事）（令和 7 年 1 2 月 2 3 日変更議決）の一部を次のとおり変更します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

契約金額中「金 1 , 3 0 9 , 3 3 2 , 2 0 0 円」を「金 1 , 4 1 9 , 8 8 0 , 0 0 0 円」に改める。

（提案理由）

高松市中央公園再整備工事において、石積の再整備は既設の石積に用いられている工法で、既に使用されている石材を再利用することにより行うこととしていたが、既設の石積を解体していたところ、その一部に当初予定していた工法より高度な施工技術を要する特殊工法が用いられていることが判明し、その部分については、当該特殊工法へ変更する必要性が生じたこと、既存施設の撤去時に、アスベストが含有されている工作物のあることが新たに判明したため、これを撤去し、及び処分する必要性が生じたこと等のために行った設計変更において、設計金額が変更することとなり、契約金額を変更する必要性が生じたため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により工事請負契約の一部変更議決を求めるものです。

議案第 1 2 3 号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 花園小学校南棟校舎等大規模改修その他工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 9 7 6 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 高松市福岡町四丁目 2 8 番 3 0 号
株式会社小竹組
代表取締役 小 竹 和 夫 |

(提案理由)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 4 号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号～第 15 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 4 号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 植田小学校北棟校舎大規模改修工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 3 6 0 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 高松市上林町 4 7 3 番地 1
谷口建設興業株式会社
代表取締役 谷 口 邦 彦 |

(提案理由)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 1 2 5 号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 次期ごみ処理施設用地造成工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 1 , 5 6 8 , 6 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 大成建設株式会社 |
| | | 代表取締役 相 川 善 郎 |
| | | 上記代理人 |
| | | 高松市サンポート 2 番 1 号 |
| | | 大成建設株式会社四国支店 |
| | | 執行役員支店長 榎 田 素 之 |

(提案理由)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 1 2 6 号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 旧香川環境センター解体工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 2 2 5 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 高松市天神前 9 番 5 号
株式会社合田工務店
代表取締役 森 田 紘 一 |

(提案理由)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 1 2 7 号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 旧高松市立市民プール解体工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 2 3 6 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 高松市中野町 6 番 1 5 号
株式会社日栄建設
代表取締役 三日月 善 夫 |

(提案理由)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 1 2 8 号

路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- 1 路線の表示 別紙 1 のとおり
- 2 路線の位置図 別紙 2 のとおり

(提案理由)

道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものです。

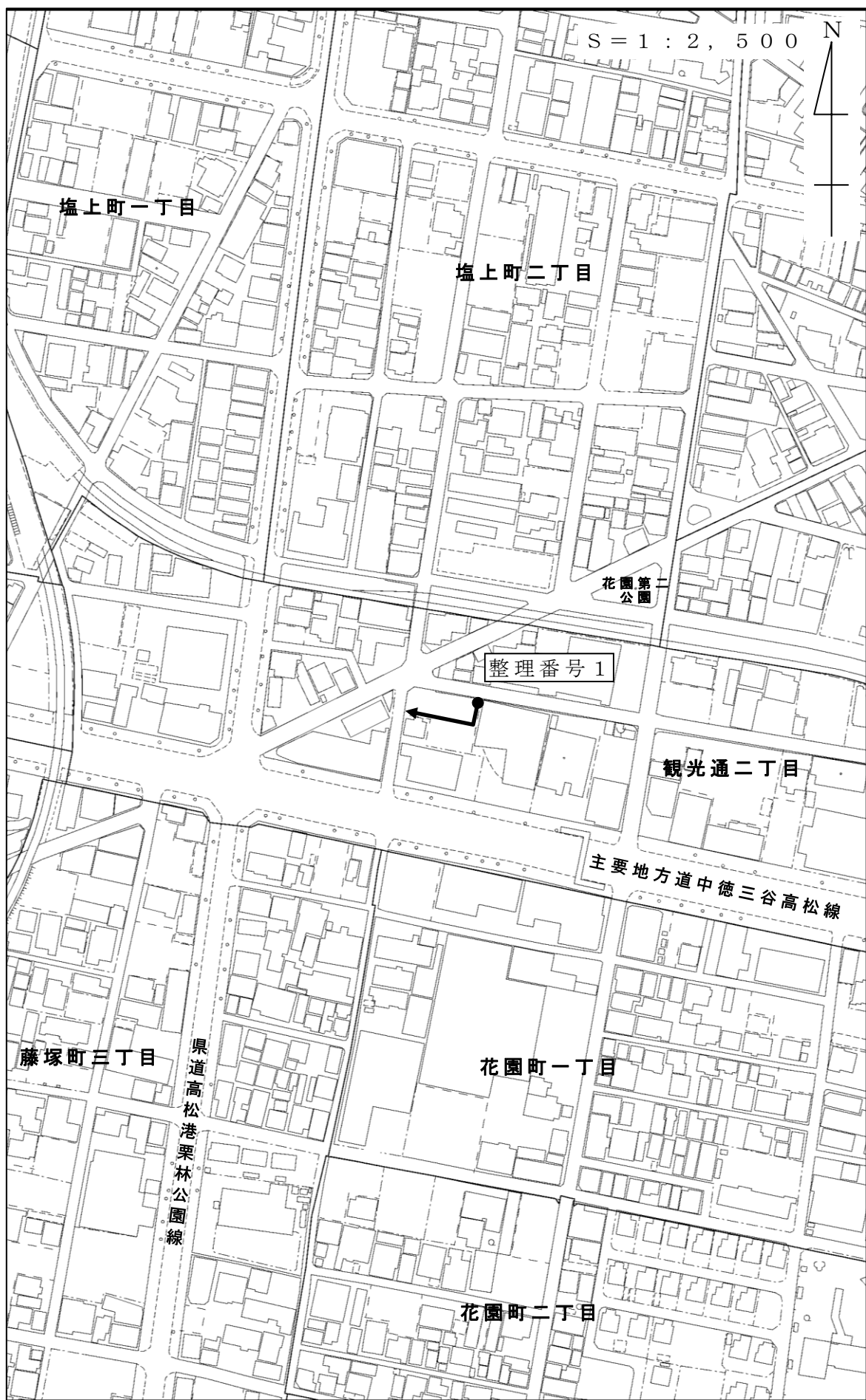
(別紙 1)

路 線 の 表 示

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1	観光通 1 0 3 号線	高松市観光通二丁目 9 番 3 地 先	高松市観光通二丁目 9 番 9 地 先	高 松 市 観 光 通 二 丁 目

(別紙 2)

路 線 の 位 置 図



(参照)

道路法（抜粋）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 3 項～第 5 項 省略

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

第 2 項 省略

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 1 2 9 号

路線の認定について

市道路線を次のとおり認定します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- 1 路線の表示 別紙 1 のとおり
- 2 路線の位置図 別紙 2 のとおり

(提案理由)

道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものです。

(別紙 1)

路 線 の 表 示

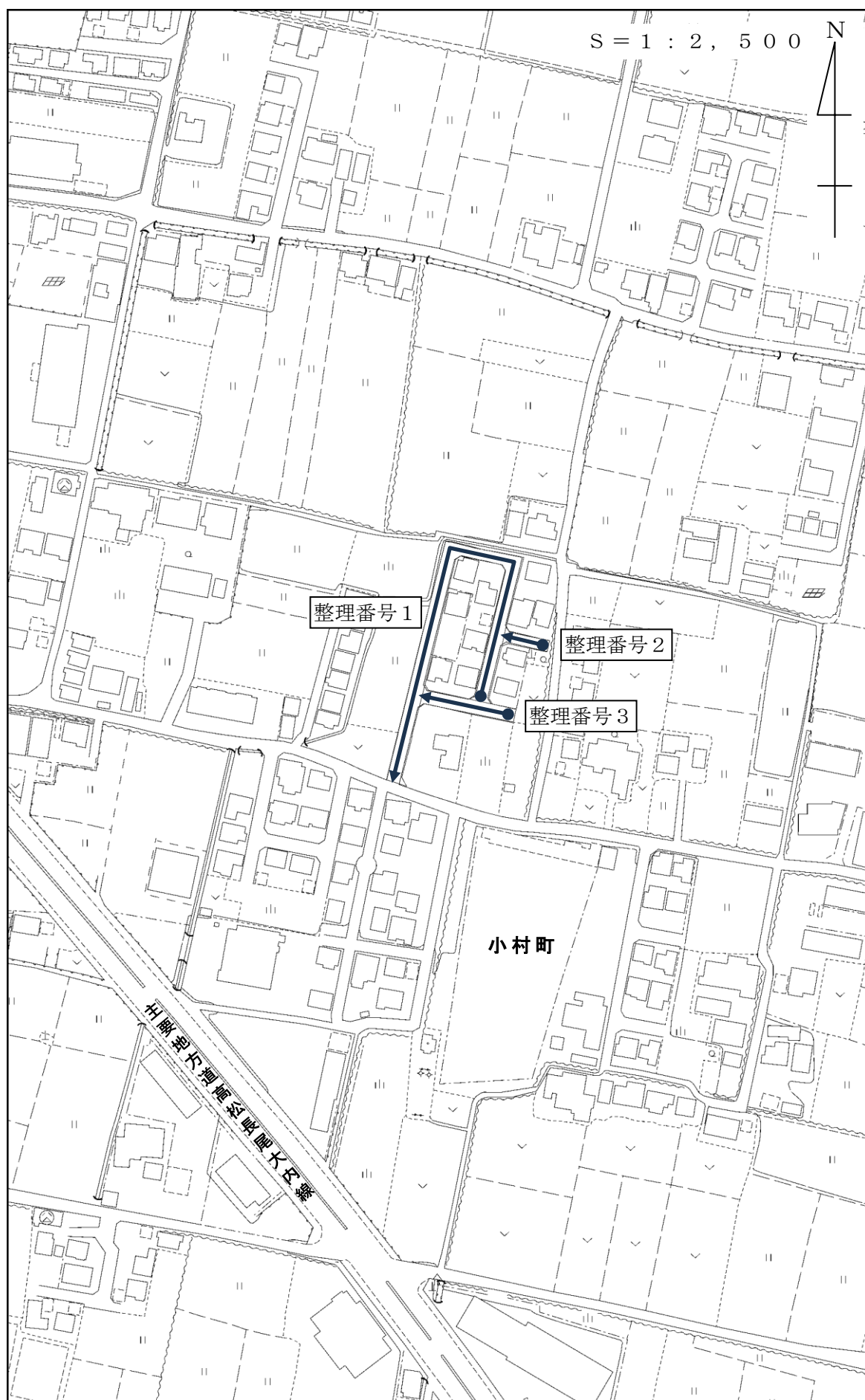
整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 地 経 過 地
1	小村町 3 1 号線	高 松 市 小 村 町 2 1 6 番 8 地 先	高 松 市 小 村 町 2 2 0 番 4 地 先	高 松 市 小 村 町
2	小村町 3 2 号線	高 松 市 小 村 町 2 1 6 番 1 4 地 先	高 松 市 小 村 町 2 1 6 番 1 4 地 先	高 松 市 小 村 町
3	小村町 3 3 号線	高 松 市 小 村 町 2 1 2 番 2 地 先	高 松 市 小 村 町 2 1 6 番 1 9 地 先	高 松 市 小 村 町
4	中 所 1 0 号 線	高松市国分寺町新名 9 7 1 番 1 4 地 先	高松市国分寺町新名 9 7 1 番 1 8 地 先	高 松 市 国 分 寺 町 新
5	新名上所 1 号線	高松市国分寺町新名 9 8 3 番 8 地 先	高松市国分寺町新名 9 8 3 番 3 地 先	高 松 市 国 分 寺 町 新
6	中 下 所 1 号 線	高松市国分寺町国分 3 0 3 番 7 地 先	高松市国分寺町国分 3 1 4 番 9 地 先	高 松 市 国 分 寺 町 国
7	中 下 所 2 号 線	高松市国分寺町国分 3 1 5 番 1 地 先	高松市国分寺町国分 3 1 4 番 9 地 先	高 松 市 国 分 寺 町 国
8	中 下 所 3 号 線	高松市国分寺町国分 3 1 4 番 1 0 地 先	高松市国分寺町国分 3 1 4 番 7 地 先	高 松 市 国 分 寺 町 国
9	三谷町 1 1 9 号線	高 松 市 三 谷 町 2 3 3 2 番 1 2 地 先	高 松 市 三 谷 町 2 3 3 2 番 5 地 先	高 松 市 三 谷 町
1 0	三谷町 1 2 0 号線	高 松 市 三 谷 町 2 3 3 2 番 1 8 地 先	高 松 市 三 谷 町 2 3 3 2 番 1 8 地 先	高 松 市 三 谷 町
1 1	三谷町 1 2 1 号線	高 松 市 三 谷 町 2 3 4 3 番 2 地 先	高 松 市 三 谷 町 2 3 4 3 番 2 地 先	高 松 市 三 谷 町

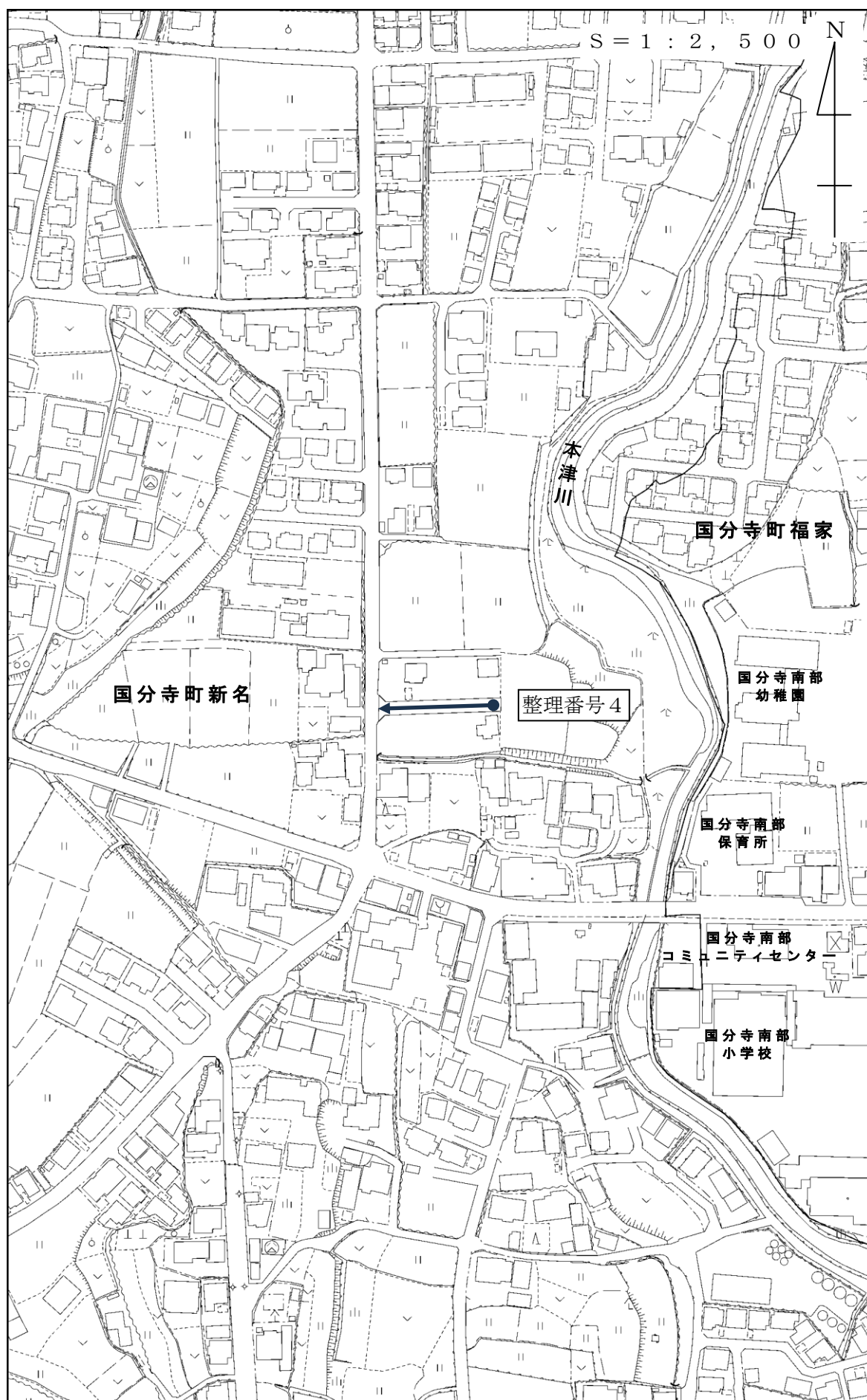
整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
12	飯田町49号線	高松市飯田町 1221番13地先	高松市飯田町 1221番6地先	高松市 飯田町
13	飯田町50号線	高松市飯田町 1221番2地先	高松市飯田町 1221番6地先	高松市 飯田町
14	飯田町51号線	高松市飯田町 1221番7地先	高松市飯田町 1221番8地先	高松市 飯田町
15	飯田町52号線	高松市飯田町 1224番10地先	高松市飯田町 1221番12地先	高松市 飯田町
16	飯田町53号線	高松市飯田町 1221番26地先	高松市飯田町 1221番25地先	高松市 飯田町
17	林町84号線	高松市林町 780番19地先	高松市林町 780番11地先	高松市 林町
18	林町85号線	高松市林町 780番24地先	高松市林町 780番21地先	高松市 林町
19	六条町41号線	高松市六条町 1079番22地先	高松市六条町 1094番1地先	高松市 六条町
20	六条町42号線	高松市六条町 1079番2地先	高松市六条町 1079番1地先	高松市 六条町
21	六条町43号線	高松市六条町 1079番5地先	高松市六条町 1079番7地先	高松市 六条町
22	六条町44号線	高松市六条町 1079番2地先	高松市六条町 1079番6地先	高松市 六条町
23	六条町45号線	高松市六条町 1079番12地先	高松市六条町 1079番8地先	高松市 六条町
24	六条町46号線	高松市六条町 1079番32地先	高松市六条町 1079番28地先	高松市 六条町

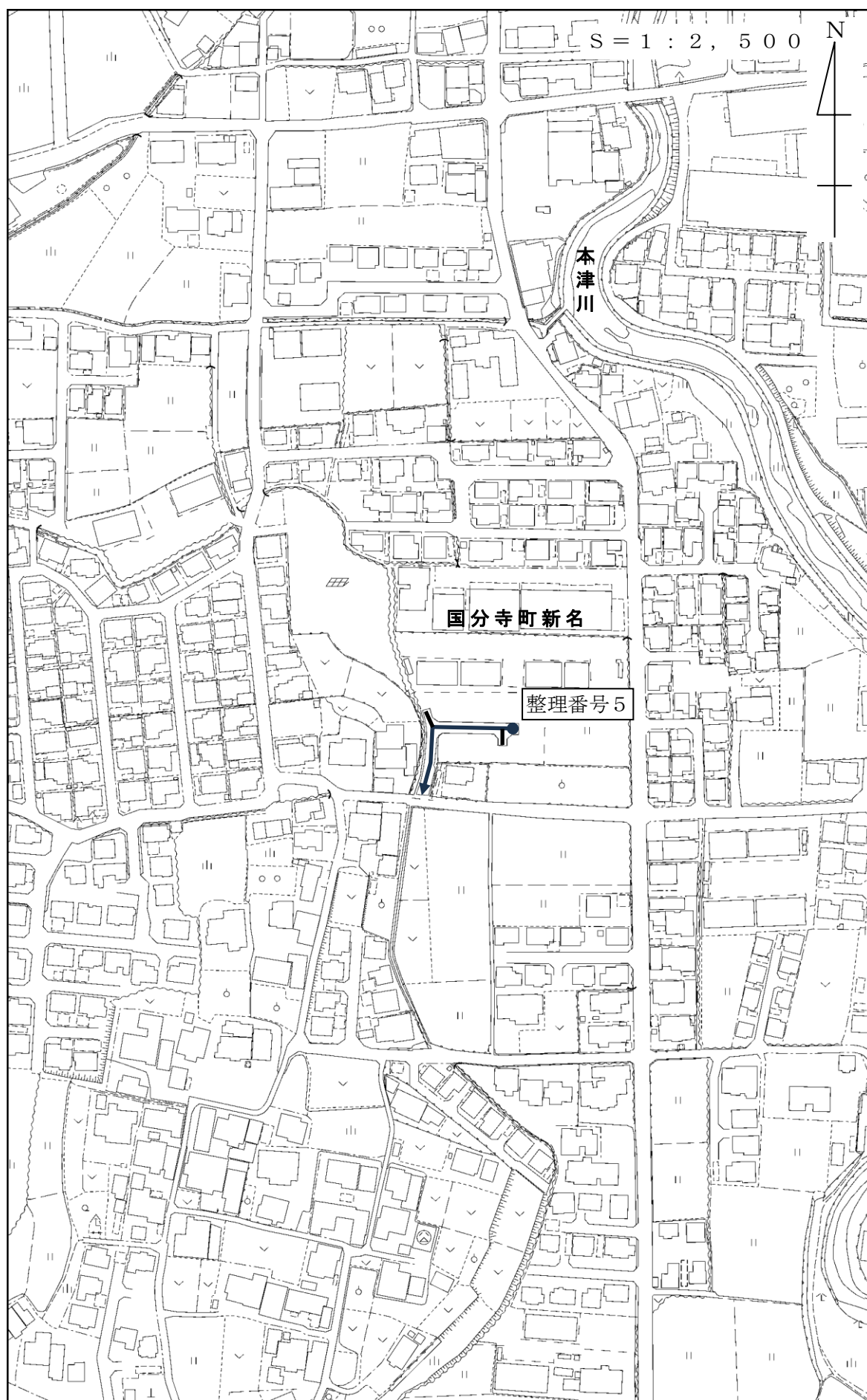
整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
25	六条町47号線	高松市六条町 1079番17地先	高松市六条町 1079番13地先	高松市 六条町
26	十川西町34号線	高松市十川西町 596番13地先	高松市十川西町 596番10地先	高松市 十川西町
27	十川西町35号線	高松市十川西町 596番7地先	高松市十川西町 596番9地先	高松市 十川西町
28	十川西町36号線	高松市十川西町 598番17地先	高松市十川西町 596番3地先	高松市 十川西町
29	十川西町37号線	高松市十川西町 598番7地先	高松市十川西町 598番7地先	高松市 十川西町
30	下田井町27号線	高松市下田井町 51番13地先	高松市六条町 192番11地先	高松市 下田井町
31	宮西9号線	高松市国分寺町国分 2304番4地先	高松市国分寺町国分 2342番11地先	高松市 国分寺町 国分
32	宮西10号線	高松市国分寺町国分 2342番8地先	高松市国分寺町国分 2342番7地先	高松市 国分寺町 国分

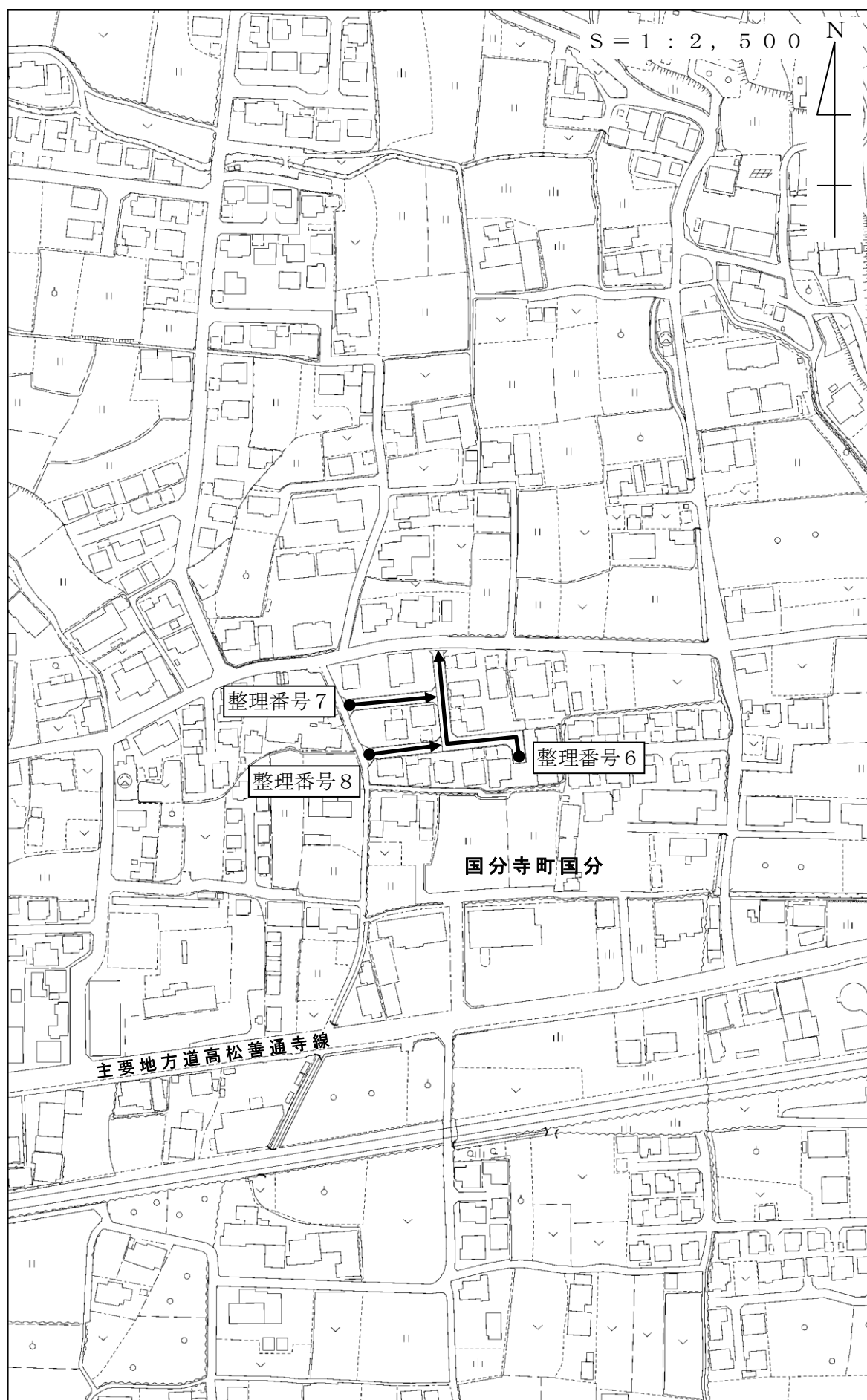
(別紙 2)

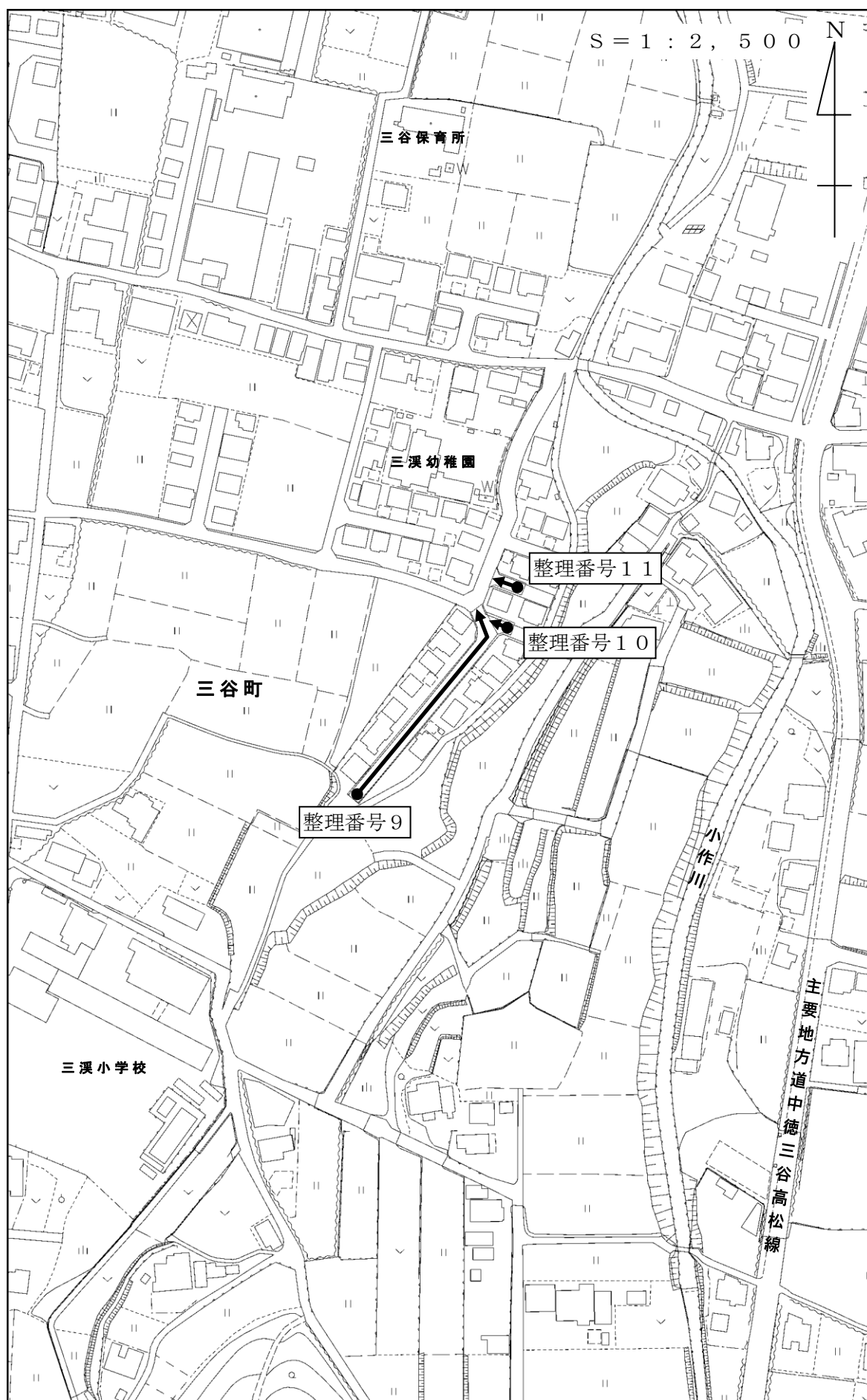
路 線 の 位 置 図

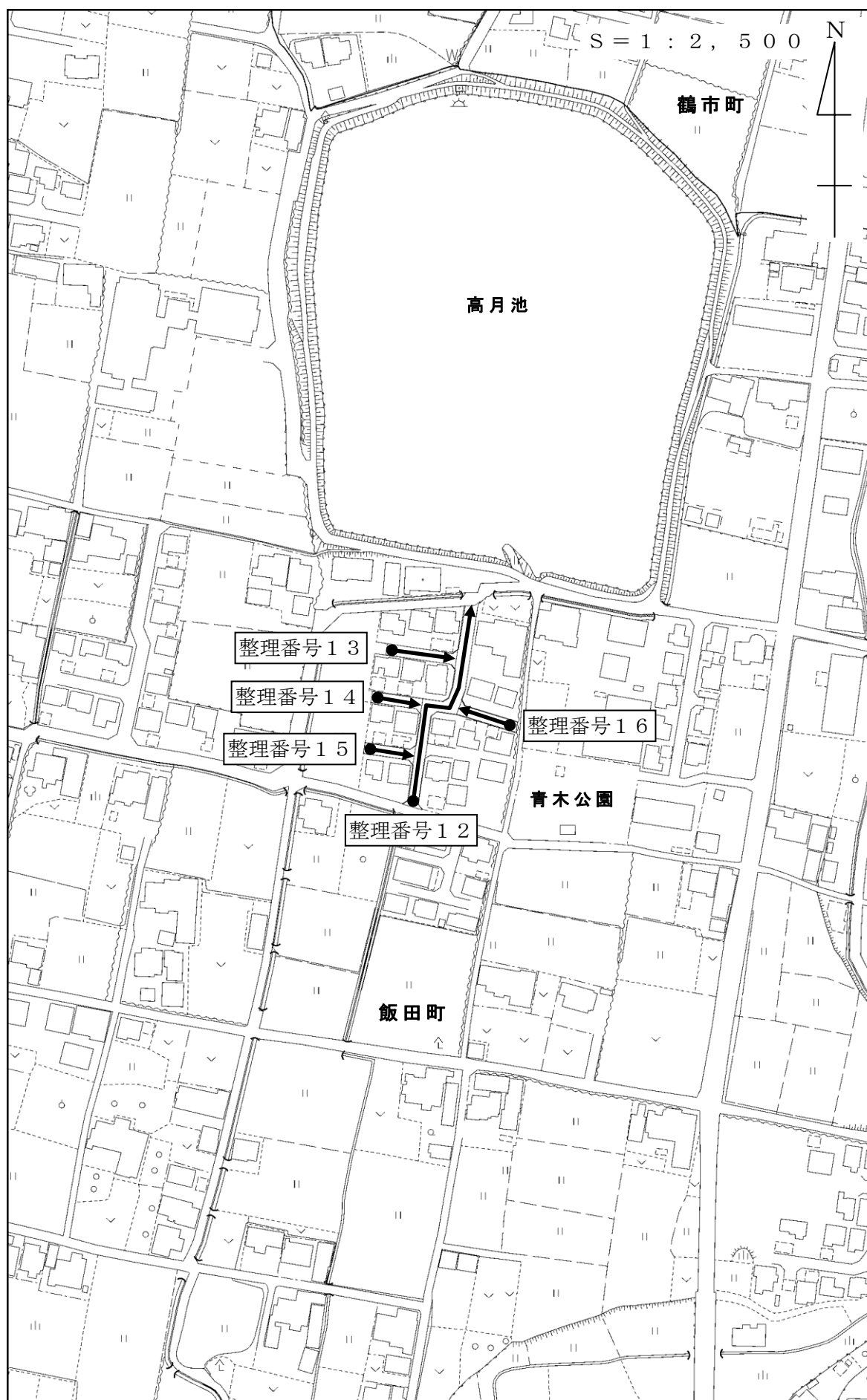


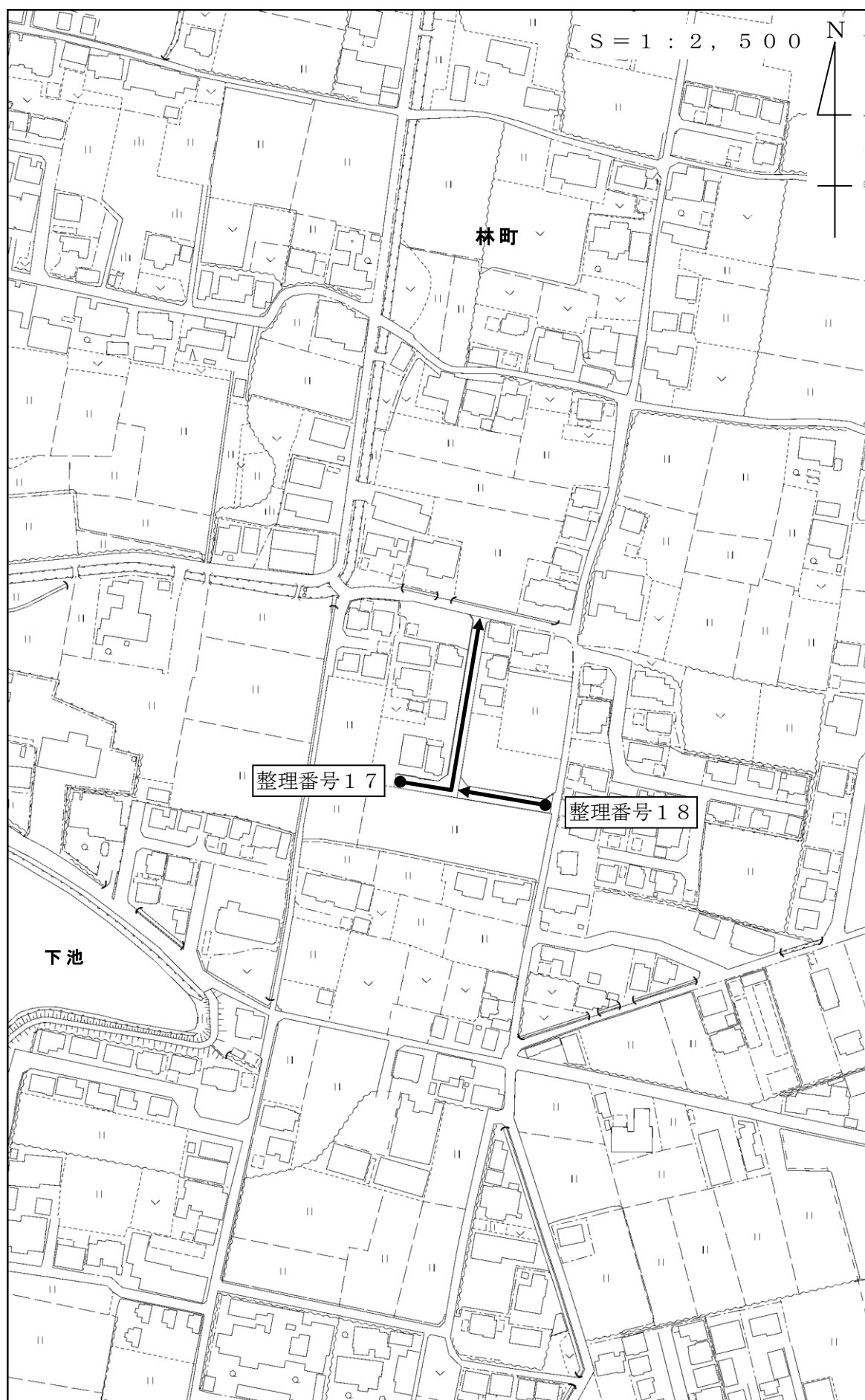


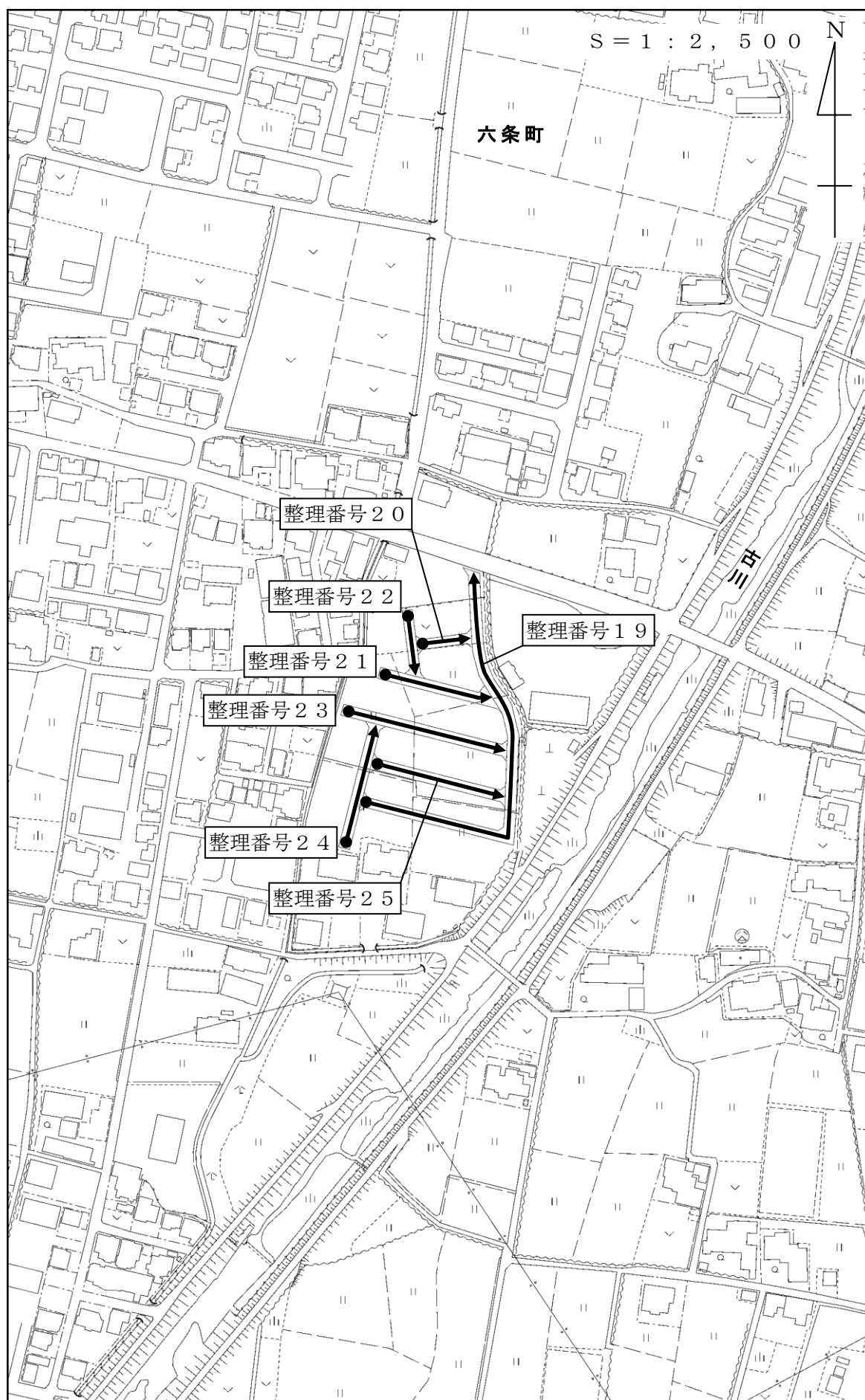


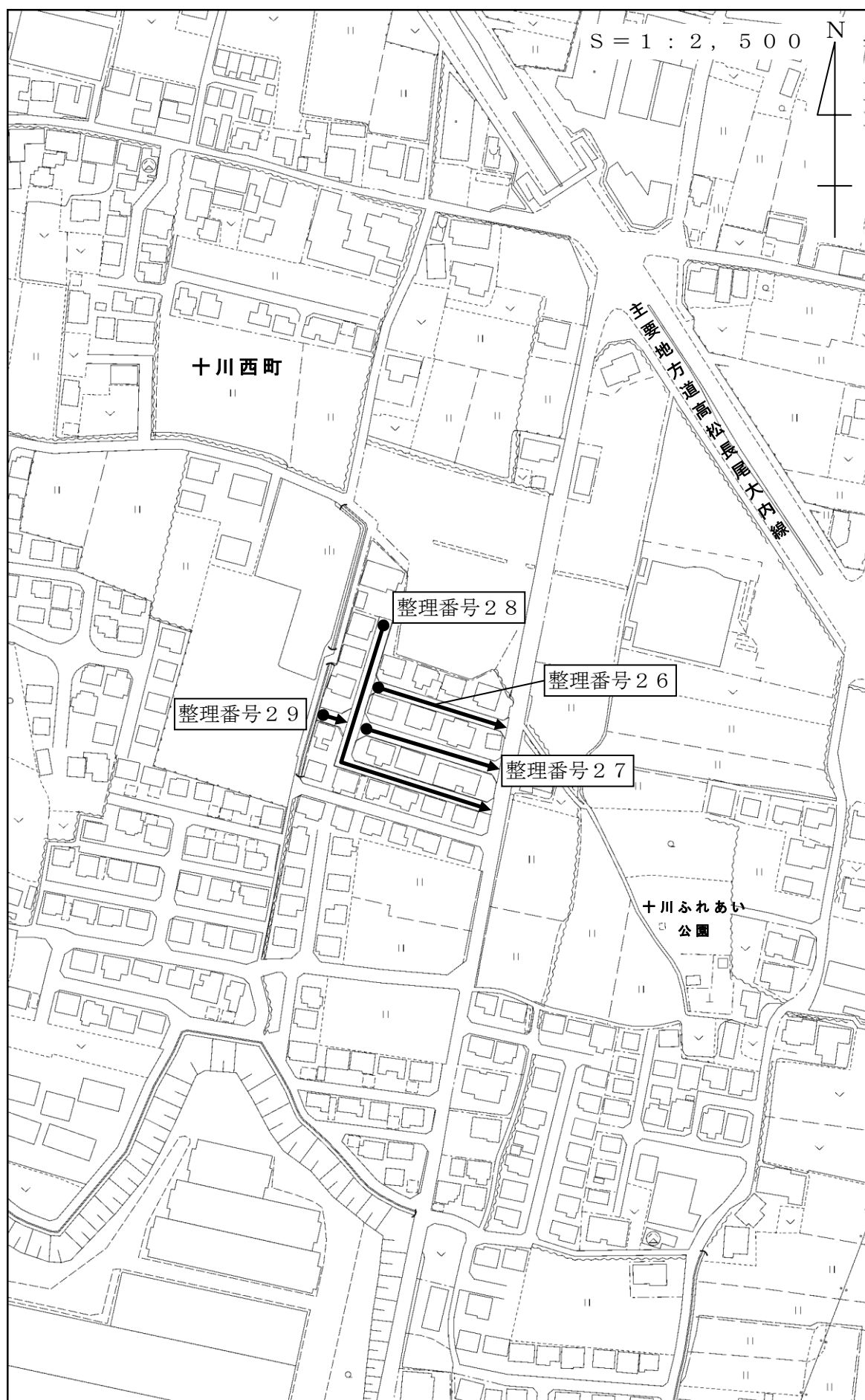


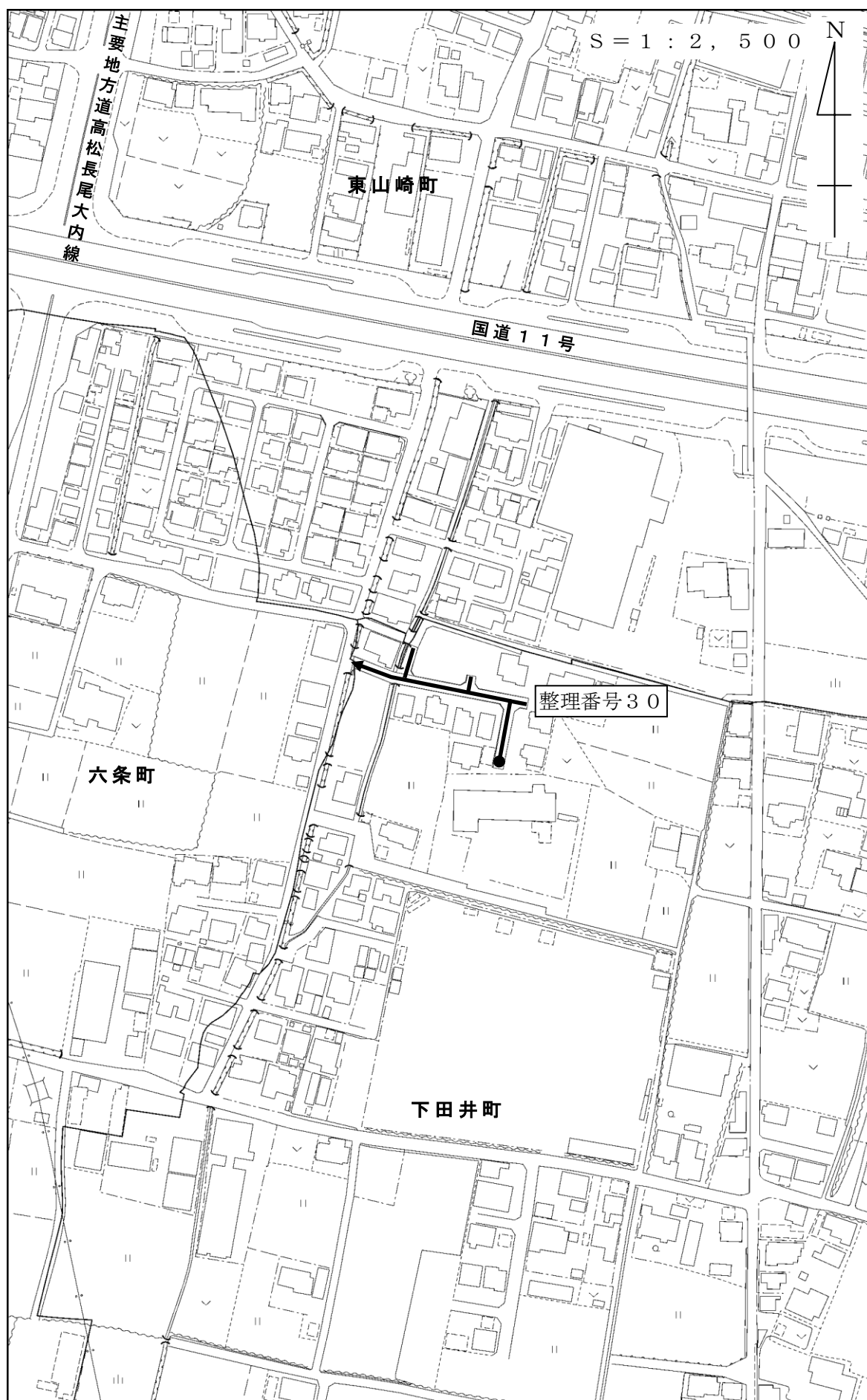


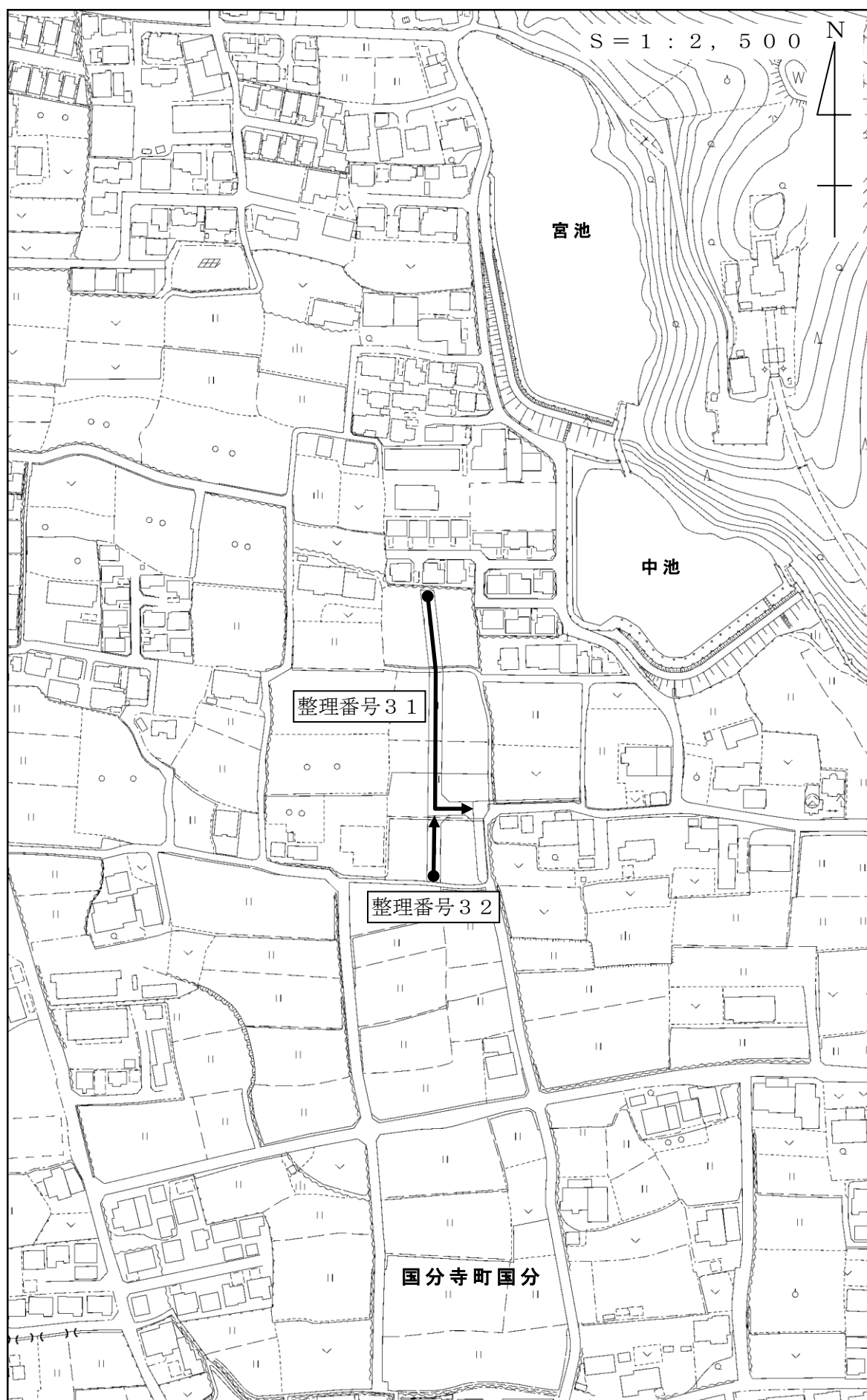












(参照)

道路法（抜粋）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項～第5項 省略

議案第 1 3 0 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

損害賠償の額の決定及び和解について 別紙専決処分書（写）のとおりに

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次の事項を専決処分します。

令和８年７月２２日

高松市長 大 西 秀 人

損害賠償の額の決定及び和解について

高松市栗林町二丁目１０番５５号地先で発生した公用車の交通事故について、早急に相手方への補償を行うため、損害賠償の額を決定するとともに、相手方と和解するものです。

１ 損害賠償の額

金 ７， ７ ３ ３， ３ ４ １ 円

２ 事故の概要

令和５年１０月４日午前１０時３０分頃、高松市栗林町二丁目１０番５５号地先において、感染症対策課職員が運転する公用車が直進していたところ、前方確認が不十分だったため、信号機が赤色の灯火により信号を表示していたにもかかわらず誤って交差点に進入し、その左側から直進してきた高松市松島町二丁目の女性が所有する車両の前部と公用車の左側部が接触し、双方の車両が損傷するとともに、その車両を運転していた女性を負傷させた。

３ 和解の内容

(１) 市は、相手方の負傷に係る損害額として、治療費２２３万４，７８８円及び慰謝料等５４９万８，５５３円の合計７７３万３，３４１円を相手方に支払うものとする。

(２) 相手方及び市は、今後、本件に関して、裁判上又は裁判外において、一切異議又は請求の申立てをしない。

4 その他

相手方車両の損傷等に係る損害額 7 6 万 8 , 2 0 0 円は、令和 6 年 1 月 9 日付けの専決処分（報告第 1 号）に基づき、既に支払済である。

理 由

事件の解決を図るため、早期に損害賠償の額を決定するとともに和解する必要があるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分をします。

(参照)

地方自治法（抜粋）

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 2 5 2 条の 2 0 の 2 第 4 項の規定による第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

第 2 項 省略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 4 項 省略

議案第 1 3 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

損害賠償の額の決定及び和解について 別紙専決処分書（写）のとおりに

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次の事項を専決処分します。

令和８年８月２１日

高松市長 大 西 秀 人

損害賠償の額の決定及び和解について

高松市瀬戸内町５５番１７号地先で発生した公用車の交通事故について、早急に相手方への補償を行うため、損害賠償の額を決定するとともに、相手方と和解するものです。

１ 損害賠償の額

金１，０３４，７８２円

２ 事故の概要

令和８年１月８日午前１０時５１分頃、高松市瀬戸内町５５番１７号地先において、中央図書館職員が運転する公用車が丁字路を左折していたところ、左側確認が不十分であったため、左側から直進してきた高松市茜町の女性が運転する自転車の前部と公用車の左側前部が接触し、その自転車を運転していた女性が負傷した。

３ 和解の内容

(１) 市は、相手方の負傷に係る損害額として、治療費４１万１８２円及び慰謝料等６２万４，６００円の合計１０３万４，７８２円を相手方に支払うものとする。

(２) 相手方及び市は、今後、本件に関して、裁判上又は裁判外において、一切異議又は請求の申立てをしない。

理 由

事件の解決を図るため、早期に損害賠償の額を決定するとともに和解する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分をします。

認定第 1 号

令和 7 年度高松市一般会計歳入歳出決算について
特別会計

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度高松市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定を求めます。
特別会計

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- 1 令和 7 年度高松市一般会計歳入歳出決算書（別添）
特別会計
- 2 令和 7 年度高松市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別添）
特別会計

認定第 2 号

令和 7 年度高松市病院事業会計決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、
令和 7 年度高松市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- 1 令和 7 年度高松市病院事業会計決算書（別添）
- 2 令和 7 年度高松市公営企業会計決算審査意見書（別添）

認定第 3 号

令和 7 年度高松市下水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度高松市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- 1 令和 7 年度高松市下水道事業会計決算書（別添）
- 2 令和 7 年度高松市公営企業会計決算審査意見書（別添）